

平成23年2月10日

第177回国会提出(予定)法案

第177回国会提出（予定）法案

厚生労働省 総計 6件（うち※ 5件、その他 1件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
※	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。	1月28日提出
※	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	新たに戦傷病者等の妻になった者及び戦傷病者等の妻で当該戦傷病者等が平病死したものに対し、特別給付金を支給する。	1月28日提出
※	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の規定の整備を行う。	
※	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案	雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には訓練期間中の生活を支援するための給付を支給する等の所要の措置を講ずる。	

※	<p>雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）</p>	<p>現下の厳しい雇用失業情勢の下において、失業者の就職の促進等を図るために、失業等給付の見直しを行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の改正を行う。</p> <p>高齢者が地域で自立した日常生活を営めるよう、定期巡回・随時対応型のサービスの創設、財政安定化基金の取崩しや介護職員等によるたんの吸引の実施の容認等の所要の措置を講ずる。</p>	
---	---	--	--

継続法案

厚生労働省 総計 4件 (うち※ 件、その他 4件)

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案	独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継させる等の措置を講ずる。	第 176 回臨時国会に提出
	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案	将来の無年金・低年金の発生を予防し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。	第 174 回通常国会に提出
	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	新型インフルエンザ等の新たな感染症に対応するため、新たな臨時接種の枠組みの創設等、所要の改正を行う。	第 174 回通常国会に提出
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。	第 174 回通常国会に提出

「提出予定」以外の検討中のもの

厚生労働省 総計 4件

1. 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（仮称）
1. 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）
1. 生活保護法の一部を改正する法律案（仮称）
1. 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

第177回国会提出(予定)法案の概要

厚生労働省

※ ① 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案	… 1
※ ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	… 2
※ ③ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	… 3
※ ④ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案	… 4
※ ⑤ 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	… 5
⑥ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）	… 6

(継続法案)

① 独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律案	… 7
② 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案	… 8
③ 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	… 9
④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	… 10

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣 旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概 要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(概要)

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するため改正を行う。(平成23年10月1日施行)

1. 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
2. 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※)平病死…障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

【参考】○対象者の推計人数 新規対象者:80人、平病死対象者:7,000人 ○国債費(見込み):5年間で総額3億5,743万円(財務省理財局予算)

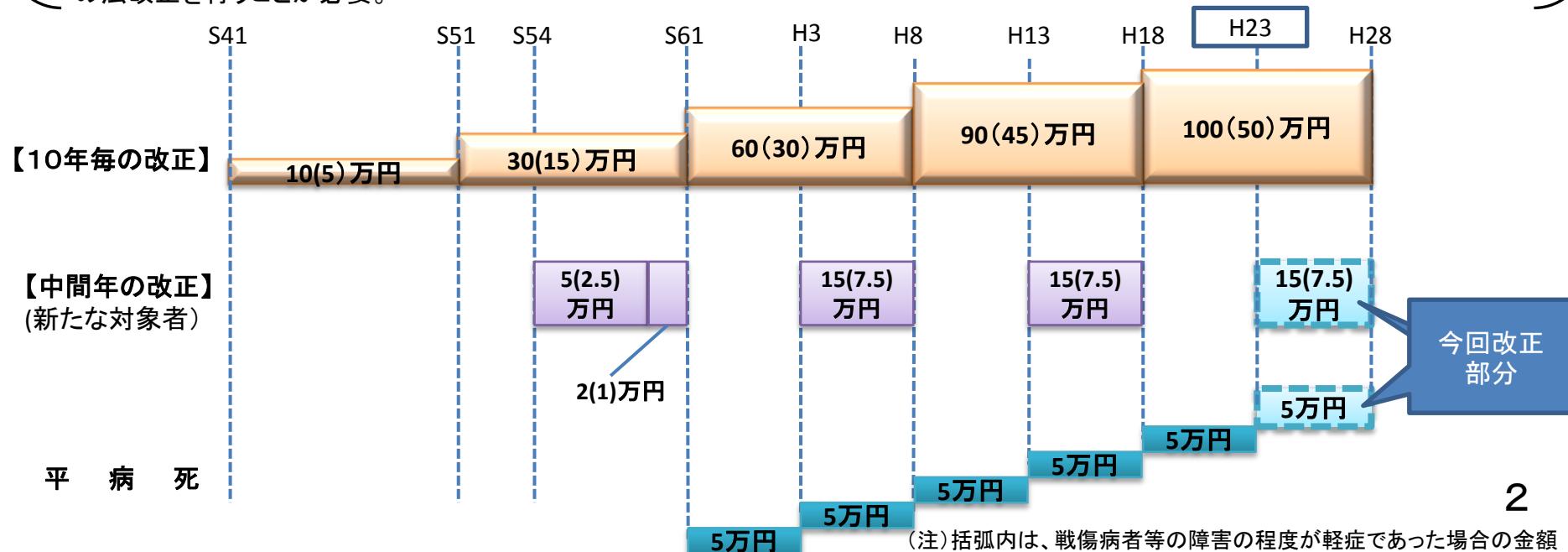
【戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年に制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

これまで、10年ごとに行われてきた法改正(平成8年、平成18年等)の他に、中間年(平成3年、平成13年等)において、新たに対象となった者等に対して特別給付金を支給する改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要。



国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- 平成23年度について、国庫は、臨時の財源により、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金 (1.2兆円)
- 財政投融資特別会計財政融資勘定の積立金・剰余金 (1.1兆円)
- 外国為替資金特別会計の剰余金 (進行年度分:0.2兆円)

- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

- 上記の「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。

- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。

- 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。
※平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1

3. 施行日 平成23年4月1日

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

1. 職業訓練の認定

- 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(「職業訓練実施計画」)を策定。
- 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定(「認定職業訓練」)。
- 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- 認定に関する業務は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

2. 職業訓練受講給付金の支給

- 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3. 就職支援の実施

- 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

4. その他

- 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業(就職支援法事業)として行う。
- 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律案の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例) 賃金日額の下限額:「2,000円」→「2,320円」に引上げ ➡ 基本手当日額:「1,600円」→「1,856円」

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

・給付日数を1／3以上残して就職した場合:給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))

・給付日数を2／3以上残して就職した場合:給付率30%→50%(同 上)→60%(同 上)

② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

2. 保険料率の改定（労働保険徴収法）

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1. 6%」から「1. 4%」に引下げ

※平成23年度の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1. 2%」と告示で規定予定

※平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1. 0%」とすることが可能

3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
- ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。

※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の概要

I 目的

独立行政法人に係る改革を推進するため、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の改正を行う。

II 法案の内容

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正
 - ① 法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する。
 - ③ 新たな組織においては、労使代表を含めた識見を有する者からなる運営委員会や地域における協議会の設置等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとする。
- (3) 勤労者財産形成促進法及び中小企業退職金共済法の一部改正
独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備
 - ① 職業能力開発促進センター等の都道府県への移管については、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引受割合に応じた移管条件（減額譲渡、2年度間の運営経費の高率補助等）を設定する。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用する。

III 施行期日

平成23年4月1日（準備行為等は公布日施行）

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（衆議院での修正後）

(注) 本法案は、第176回臨時国会において一部修正の上、衆議院で可決され、参議院で継続審議の取扱いとなった(衆議院での修正箇所は下線部)。

<趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげができるようにする(3年間の时限措置)。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

2. 確定拠出年金法の一部改正（平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む）

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける
(※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている)

4. 施行日

1の① :平成24年4月1日までの間に政令で定める日

1の② :公布の日

1の③ :公布日から2年以内で政令で定める日

2の① :公布日から2年6月以内で政令で定める日

2の② :平成24年1月1日

2の③及び3 :平成23年4月1日

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する 特別措置法の一部を改正する法律案の概要

法改正の目的

当面の緊急措置として、今回の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にする。

法改正の主な内容

1. 新たな臨時接種の創設：

○基本的な枠組み

- ・「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後生じうる「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応する新たな臨時接種を創設
- ・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した市町村が実施
(国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)

○公的関与

- ・対象者に接種を受ける努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「勧奨」

○健康被害救済の給付水準の引き上げ（政令事項）

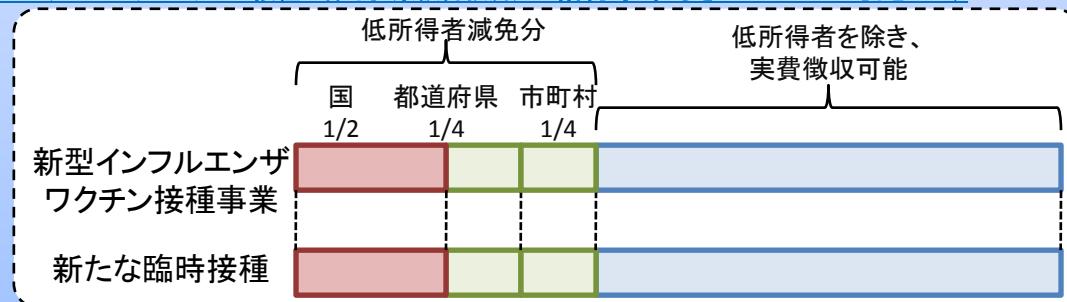
- ・公的関与(勧奨)の程度を踏まえ給付水準を引き上げ（現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準）
※併せて特別措置法の健康被害救済(今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種に係る健康被害救済)の給付水準もさかのぼって引き上げ

○実費徴収

- ・低所得者を除き、接種対象者から実費徴収可能

○費用負担割合

- ・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済)



2. 国の責任によるワクチン確保：

政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けた製造販売業者と損失補償契約を締結することとする。(5年間の時限措置)

3. 施行期日：

1については公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日、2については公布日

※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

← いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

← 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処

← 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
施行期日:公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))